

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

昭和50年12月に会社を退職し実家のあるA市区町村に戻ったころ、役場窓口で国民年金の加入手続をした。

また、A市区町村に住んでいた申立期間を含む昭和51年2月から同年10月までの期間においては、私の母親も国民年金に加入しており、私又は母親が、申立期間の保険料をA市区町村役場窓口や集金人を通じて納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、被保険者台帳管理簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立てどおり、満20歳到達日の昭和51年*月*日から同年5月18日までの期間にA市区町村において払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度又は過年度納付することは可能である。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金に加入し、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間について保険料納付済期間となっていることなど、申立人の申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案487

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
当時、A市区町村の集金人を通じて国民年金保険料を納付しており、申立期間についても納付したはずである。
当時の家計簿を見ると、申立期間の保険料を納付した旨の記載もある。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間を含む60歳到達月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和51年及び52年当時の家計簿（メモ）を所持しており、同家計簿において、51年2月に申立期間の国民年金保険料3,300円を納付した旨の記載が確認できるとともに、当該金額は、当時の保険料額とも一致している。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和52年7月5日付けで国民年金に任意加入し、61年4月1日に第3号被保険者になるまで、国民年金保険料をすべて納付した。

しかし、年金記録によると、昭和60年4月4日付けで任意加入被保険者の資格を喪失し、同日から61年3月31日までが未加入期間とされている。

申立期間について、国民年金保険料を納付したはずであり、未納（未加入）とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、このうち、昭和52年7月5日から60年4月4日までの約8年間、国民年金に任意加入し保険料を完納していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人が所持する年金手帳において、申立人は、昭和61年4月1日付けで任意加入被保険者資格を喪失し、同日付けで第3号被保険者となっているにもかかわらず、オンライン記録及びA市区町村の被保険者名簿によれば、60年4月4日付けで任意加入被保険者資格を喪失したとされていることから、行政側の事務手続が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A市区町村への照会結果によると、「昭和60年度の国民年金保険料の納付書は、60年4月1日付けで、被保険者に発送していたと思われる。」としていることから、申立人が当該納付書により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和35年4月にA社社員養成所に入所し、昭和52年7月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間については、昭和36年3月1日にA社社員養成所から同社B支店に異動したにもかかわらず、同社社員養成所における資格喪失日が同年2月28日とされていることにより、1か月間の未加入期間ができています。

継続して勤務していたことは間違いがないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社社員養成所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立事業所は、「当時の関連資料が残っていないため正確なところは確認できないが、当社は、基本的に1日付けの人事異動を行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日だったのではないかと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、社員養成所からB支店に異動したのは36年3月1日付けであったと供述しているこ

とから判断すると、異動日については、同年3月1日付けであったと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月及び36年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで
申立期間については、平成6年4月1日付けでA社B工場から同社C工場に異動した。A社C工場において工場長として勤務した期間の厚生年金保険については、同社D工場にて適用されていたにもかかわらず、同社B工場における資格喪失日が同年3月31日とされていることにより、1か月間の未加入期間ができています。
継続して勤務していたことは間違いがないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在職証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された辞令書から、平成6年4月1日付けであることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年10月及び6年4月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の賃金台帳など関連資料が残っていないため

確認できないが、申立人の平成6年3月の厚生年金保険料は、給与から控除していたと思う。当社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させており、加入するかどうかについて希望を聞くことは行っていなかった。申立期間当時、厚生年金保険に係る届出及び給与計算等を行っていた当社B工場が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年3月31日と誤って届出を行ったものと推測される。」旨供述している上、事業主が同年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和47年3月にA社へ入社し、48年1月末まで勤務し、次の会社に空きなく移った。当時の給与支払明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書により、申立人が昭和48年1月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年1月分の給与支払明細書の保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票における47年12月時点の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は平成14年10月に事業所を閉鎖しており、申立期間当時の事業主はすでに他界していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年9月まで
20歳を過ぎたころ、当時は工務店での修行の身であったため、未だ給料も少なく国民年金を掛けていなかった。はっきりした時期は覚えていないが国民年金への加入を勧奨するはがきが届いたので、将来私が年金を受け取れないのは可哀想だと思い、親が私の国民年金加入手続きを行い、母が父の分とともに私の20歳以降の保険料を地区の集金人に払った。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿及びA市区町村が保管する旧B市区町村の被保険者名簿の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月20日に職権適用により払い出されたものと推認できることから、当該時点において、申立期間の一部は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人と申立人の父親の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの期間に係る保険料の納付状況を見ると、申立人の父親は現年度納付となっているが、申立人は過年度納付となっている上、納付日も一致していないなど、母親の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和28年8月25日から30年6月1日まで

私は昭和28年4月1日から共済組合に加入する30年6月1日までの間、A事業所(現在は、B事業所)に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間として確認できるのが、勤務した覚えのないC事業所(現在は、D事業所)における昭和28年6月1日から同年8月25日までの2か月間のみであることに納得できない。

両申立期間を厚生年金被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出されたB事業所が保管する人事記録により、申立人が、昭和28年4月1日から同年8月31日までの期間についてC事業所に、申立期間②のうち同年9月1日以降の期間についてA事業所にそれぞれ勤務していたことは確認できる。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録により、C事業所では、当時、必ずしもすべての職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和26年2月1日から38年4月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のうち、申立人の氏名等が確認できるのは、28年6月1日に資格を取得し、同年8月25日に資格を喪失した記録のみであり、ほかに申立人の氏名等は無い。

3 申立期間②のうち昭和28年8月25日から同年9月1日までの期間については、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和28年8月24日時点の被保険者数38人に対して、申立人を含む22人が同年8月25日に資格喪失している上、このうち申立人を含む看護職

員3人は、いずれも人事記録上同年8月31日退職とされていることから判断すると、C事業所が意図的に職員の資格喪失手続を行った状況がうかがえる。

また、申立期間②のうち昭和28年9月1日から30年1月1日までの期間については、事業所原簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは同年1月1日であり、当該期間については、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②のうち昭和30年1月1日から同年6月1日までの期間については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、28年4月1日からA事業所に勤務したと供述している複数の同僚の厚生年金保険加入記録を確認したところ、同年6月1日から同年8月25日までの期間について、申立人と同様、C事業所で厚生年金保険に加入している同僚の中に、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった30年1月1日以降、当該事業所において厚生年金保険に加入している者は確認できない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年1月1日から同年7月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録の中に、申立人の氏名等はない。

- 4 申立内容について、D事業所及びB事業所に照会したが、前述の人事記録以外の関係資料は保管されていない上、同僚からも申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる供述を得ることができず、ほかに、申立人の給与から各事業主により、両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から24年1月1日まで
申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたのは間違いないので調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった者の所在を確認したところ、全員の所在が不明であることから、申立内容についての供述を得ることができず、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できない。

また、健康保険厚生年金保険事業所原簿によると、A事業所は、昭和21年9月30日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同事業所の業務を引き継いだB事業所は、「申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」としていることから、申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、最後に被保険者資格を取得した被保険者の資格取得年月日は昭和20年12月1日である上、それ以前においても申立人の氏名は確認できない。

一方、申立期間のうち昭和21年10月1日から23年12月31日までの期間について、健康保険厚生年金保険事業所原簿を確認したところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは24年1月1日であることから、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和21年9月30日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているA事業所と、A事業所の承継事業所であり、24年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているB事業所の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者として氏名が記載されている3人のうち、オンライン記録が確認できた一人について、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、21年9月30日に被保険者資格を喪失した後、24年1月1日に被保険者資格を取得するまでの期間については、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者としての記録は確認できないなど、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から24年9月まで
昭和21年1月ごろから24年9月ごろまでA社（現在は、B社）に勤務し、同社が取り扱う原木の伐採現場で作業員の管理等の仕事をしていた。常勤で勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと思う。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から、申立人が、A社の業務に従事していたことはうかがえるが、勤務期間を特定することはできない。

また、申立人は、「山地の作業員は季節労働者であり、農繁期には休んでいたのに対し、自分は常勤の従業員であった。」と申し立てているが、申立事業所に申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は保管されておらず、事業主も、「当時の事業主は既に死亡しており、他に事情を知る者もないため、当時の状況を確認することはできない。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態や雇用形態及び保険料控除等について確認することはできない。

さらに、申立人は、「山地の作業現場で、原木を伐採する作業員の指図及び現場管理が主な仕事だった。」と申し立てているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚5人全員の氏名は確認できず、当該同僚の所在等も不明であるため、当時の事情を聴取することができない上、申立事業所において、申立期間を含む昭和17年4月1日から25年1月4日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、所在が確認できた10人に照会したが、申立人及び申立人と同じ原木の伐採現場で働いていた者について記憶している者

はおらず、申立人が申立事業所において給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる供述等も得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。